

尼崎市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員（第3条・第4条）

第3章 市民との関係（第5条－第7条）

第4章 市長等との関係（第8条－第10条）

第5章 議会運営（第11条－第13条）

第6章 議会の機能強化（第14条－第17条）

第7章 議員の身分及び待遇（第18条－第21条）

第8章 補則（第22条）

付則

日本国憲法第92条に規定する地方自治の本旨に基づき、住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関及び地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等を進める中で、本市議会は、市民福祉の向上及び活力ある地域社会づくりによる市政の発展を図るため、市政の運営に関し、二元代表制の一翼として、議会の立法機能、市長その他の執行機関に対する監視及び評価の機能並びに政策立案機能を高める責務がある。

本市議会は、これまでも市民の信頼を得るために議会改革に取り組んできたが、市民に開かれた議会として、議会に関する基本的事項を定め、その責務を明らかにすることにより、公正な職務の執行及び政治倫理の向上により一層自律的に努めるとともに、市民福祉の向上及び活力ある地域社会づくりによる市政の発展のために、将来にわたり不断の努力をもって市民の信託に応えることを誓い、この条例を制定する。

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、尼崎市議会（以下「議会」という。）に関する基

本的事項を定め、市民の代表としての議会及び尼崎市議会議員（以下「議員」という。）の活動の活性化及び充実を図ることにより、市民の信託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関としての誇り及び自覚を持ち、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

第2章 議会及び議員

（議会の役割及び活動原則）

第3条 議会は、議事機関として、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願その他の案件（以下「議案等」という。）の審議又は審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (3) 政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議その他の方法により議会の意思表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び信頼性を確保すること。
- (2) 議会活動の内容について、市民に説明し、及び情報公開を行うこと。
- (3) 議会としての合意形成を目指して審議又は審査を尽くすこと。
- (4) 市民の多様な意見等を市政に適切に反映させること。
- (5) 議会の役割を追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

（議員の役割及び活動原則）

第4条 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関である議会を構成する一員として、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議又は審査を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
 - (2) 市政に関する調査研究を通じて、政策の立案及び提言を行うこと。
 - (3) 地域の実情及び市政に関する市民の意見等を把握すること。
- 2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。
- (1) 市民全体の福祉の向上を目指し、市全体の利益を勘案して活動すること。
 - (2) 議員相互間の討議を重んじ、議会において審議又は審査を尽くすこと。
 - (3) 議会及び自らの活動について、市民に対し、平易な方法により適切に説明すること。
 - (4) 議員としての資質の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めること。
 - (5) 高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

第3章 市民との関係

(市民の参加機会の充実)

第5条 議会は、市民の意見等を議会活動に反映させるため、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

(会議等の公開)

第6条 議会は、原則として、定例会若しくは臨時会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は協議等の場（尼崎市議会会議規則（昭和60年尼崎市議会規則第1号）第127条第1項に規定する協議等の場をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定による決定により設けられる協議等の場を含む。以下同じ。）（以下「会議等」という。）を公開するものとする。

2 議会は、市民が会議等の議事を傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第7条 議会は、議会活動及び市政に対する市民の関心を高めるため、

多様な広報手段を活用して議会活動に関する情報を発信し、広報活動の充実に努めるものとする。

- 2 議会とは、議会活動の活性化を図るため、広く市民の意見を聴取し、広聴活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、市長等と対等かつ緊張感のある関係を保持し、市長等の事務事業の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行うことにより、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

- 2 市長等は、予算を調製し、又は重要な政策、施策若しくは事務事業（以下「政策等」という。）を策定し、変更し、若しくは廃止しようとするときは、議会による提案又は提言の趣旨を尊重するものとする。
- 3 議員は、予算を伴う条例の議案その他の案件を提出するときは、あらかじめ、市長と協議し、財源の見通し等について意見を調整するよう努めるものとする。

(議会への説明等)

第9条 議会は、議案等を審議し、若しくは審査し、又は政策等を協議し、若しくは検討するために必要があると認めるときは、市長等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

- 2 前項の規定は、議員が市政に関して調査研究をするために必要があると認める場合について準用する。
- 3 市長等は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出又は説明の要求があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(議決事件)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例（平成24年尼崎市条例第19号）の定めるところによる。

第5章 議会運営

(議会運営に関する原則)

第11条 議会は、合議制の機関として、議員相互間の議論を尊重し、民主的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(委員会)

第12条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実に図り、その機能を十分に発揮するものとする。

3 委員会は、審査を通じて議案等に関わる論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。

4 委員会の委員は、委員間における討議等を通じて合意形成を図り、政策の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

(会議等における質問等)

第13条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするものとする。

2 市長等は、本会議においては尼崎市議会議長（以下「議長」という。）の許可、委員会においてはその委員長の許可、協議等の場においては議長又はその委員長等の許可を得て、その会議等における議員の質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化及び改革)

第14条 議会は、社会情勢その他の状況の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を推進するため、議員により構成される検討組織を設置することができる。

(予算措置の要求)

第 15 条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算措置を講ずるよう市長に求めるものとする。

(議員研修)

第 16 条 議会は、議員の資質及び政策立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第 17 条 議会は、議会の機能を充実させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

第 7 章 議員の身分及び待遇

(政治倫理)

第 18 条 議員の政治倫理に関し必要な事項は、尼崎市議会議員政治倫理条例（平成 6 年尼崎市条例第 38 号）の定めるところによる。

(議員の定数)

第 19 条 議員の定数に関し必要な事項は、尼崎市議会議員定数条例（平成 14 年尼崎市条例第 45 号）の定めるところによる。

(議員報酬等)

第 20 条 議員報酬及び期末手当並びに議員が公務のため出張する場合の費用弁償の支給に関し必要な事項は、尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年尼崎市条例第 21 号）の定めるところによる。

(政務活動費)

第 21 条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究その他の活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年尼崎市条例第 33 号）の定めるところによる。

第 8 章 補則

(他の条例等との関係)

第 2 2 条 議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。